

安城市監査公表第 2 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 1 項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和 5 年 1 0 月 2 5 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

令和5年10月25日

安城市長 三星 元 人 様

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和5年8月4日から9月27日までの間に実施した定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

ついては、必要な措置を講じるとともに、令和5年12月15日（金）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

（1）市民税課

業務委託契約において、前回と同様に契約書内で別の条文等を参照させる場合に定義する番号を誤って記載しているものが見受けられたため、適切な事務執行に努められたい。

（2）健康推進課

業務委託契約において、仕様書に定めているセキュリティ関連書類の提出を受けていなかったため、適切な事務執行に努められたい。

2 措置を講ずべき理由

（1）市民税課

契約書は、記載内容に誤りなく作成しなければならない。

（2）健康推進課

安城市情報セキュリティ規則第38条第1項の規定により、情報資産を取り扱う業務を委託する場合は、適切なセキュリティ対策が確保されていることを確認しなければならない。